

東日本大震災避難者等生活支援一時金について

訓子府町では、東日本大震災で被災された方で、被災地から訓子府町に避難された世帯の方に対する生活支援のため「東日本大震災避難者等生活支援一時金」を給付します。

【給付について】

東日本大震災の被災地及び原子力災害による避難指示等区域から、訓子府町に避難し住居を構える世帯に対し、生活基盤の回復に要する物資の購入等に充てるため生活支援一時金を給付する。

【対象世帯】

訓子府町があっせんする公営住宅、町有住宅などに転居した以下の世帯

- ①東日本大震災で住家が全壊または大規模半壊した世帯
- ②東日本大震災で被災した地域に住居を有し、道路の寸断、社会的インフラの破壊等により当該地域に居住することが困難である世帯
- ③原子力災害により避難指示が出ている区域に住居を有し、当該地域に居住できない世帯、または屋内退避の区域に住居を有し、避難を希望する世帯

【一時金支援額】

- | | |
|----------|------|
| ①2人まで世帯 | 10万円 |
| ②3人の世帯 | 15万円 |
| ③4人以上の世帯 | 20万円 |

【必要書類】

被災地の自治体が発行するり災証明書、被災証明書の写し

(証明書等がない場合は、居住地の住所がわかるもの。ただし、支給後に各証明書を提出いただくものとする。)

【給付方法】

対象世帯からの申請に基づき、振込または現金で支給する。

【その他】

- ①対象世帯については上下水道の使用料を免除します。
- ②その他避難世帯の生活実態にあわせて支援します。

総務課交通防災係 ☎ 0157-47-2112

Fax0157-47-2600

E-Mail soumu@town.kunneppu.hokkaido.jp